

令和4年2月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和4年3月2日(水)

〔委員会の概要〕

南委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)  
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その3))

【報告事項】

○青少年センターにおけるネーミングライツ制度パートナー企業の募集について

伊藤保健福祉部長

今定例会に追加提出しております次世代育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。私の方からは、一般会計予算及び特別会計予算の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきます。

お手元の次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。一般会計補正予算案の総括表でございます。関係する5部局で、予算の補正をお願いしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、6億5,141万4,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、471億5,381万4,000円となっております。最上段に記載しております、保健福祉部関係につきましては、5億3,958万2,000円の減額補正をお願いしており、補正後の予算総額は340億9,269万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。特別会計の総括表でございます。総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、6,000万円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、15億3,405万9,000円となっております。

3ページを御覧ください。部別主要事項説明でございます。保健福祉部関係補正予算について、順次、御説明させていただきます。

まず、保健福祉政策課でございます。社会福祉振興対策費の所要見込みの減に伴い、13万6,000円の減額補正をお願いするものです。

続いて国保・自立支援課でございます。後期高齢者医療事業において、後期高齢者医療広域連合への貸付金が発生しなかったこと及び各種負担金の所要額が当初の見込みを下回ったことから、2億46万2,000円の減額補正をお願いするものです。

その下、医療政策課でございます。医務費の摘要欄③のア、医療提供体制確保総合対策事業費において、徳島大学における寄附講座の設置に要する経費が、当初の見込みを下回ることによる7,450万円の減、摘要欄④のア、小児救急医療総合対策事業費について、小児救急拠点病院の運営経費が当初見込みより減となることに伴う4,268万7,000円の減等により、計1億9,052万8,000円の減額補正をお願いするものです。

4ページを御覧ください。健康づくり課でございます。公衆衛生総務費の摘要欄①のア、小児等医療給付事業費について、事務の所管が感染症対策課から健康づくり課に変更となったことに伴う増、同じくウの生涯を通じた女性の健康支援事業費において、不妊治療への助成額が、当初見込みより減となることに伴う2億2,161万円の減等により、合計では1億1,206万7,000円の減額補正をお願いするものです。

なお、その下、感染症対策課については、所管整理に伴う減となります。

最後になりますが、長寿いきがい課でございます。社会福祉総務費の摘要欄②、国庫返納金につきましては、介護福祉職員への慰労金支給、介護、在宅サービス事業所への助成事業等に係る令和2年度分の国庫支出金確定に伴う国庫返納のため、8億6,045万8,000円の増額補正をお願いするものです。一方、老人福祉費については、介護給付費の伸びが当初の見込みを下回ったことによる介護給付費等負担金の減、介護保険財政安定化基金の市町村貸付けの減等に伴い、5億3,471万2,000円の減、老人福祉施設費については、社会福祉施設への設備整備に係る補助見込額が、当初予定より減となったこと等に伴う2億863万5,000円の減となっており、これらを合わせ、長寿いきがい課では、計9,360万9,000円の増額補正をお願いしております。

11ページをお願いします。繰越明許費について、追加と変更をお願いするもので、繰越予定額につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上が、今定例会に追加提出しております保健福祉部関係の案件でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

上田未来創生文化部長

続きまして、説明資料(その3)により、2月定例会に追加提出いたしました未来創生文化部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計特別会計補正予算(案)、繰越明許費並びに、その他の議案等といたしまして、変更委託契約となっております。

委員会説明資料の1ページを御覧ください。未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、9,229万円の減額をお願いしてございまして、補正後の予算総額は、121億3,977万7,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。特別会計についてでございます。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、6,000万円の減額をお願いしてございまして、補正後の予算総額は、2億2,829万5,000円となっております。

5ページをお開きください。各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

ダイバーシティ推進課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、ダイバーシティ推進課合計で、1,511万5,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は1億3,066万2,000円となっております。

男女参画・人権課関係でございます。目名婦人保護費におきましては、各事業の所要額の見込み等により、669万8,000円の減額をお願いしております。男女参画・人権課合計では、935万5,000円の減額となり、補正後の予算額は、1億2,045万6,000円となっております。

6ページを御覧ください。次世代育成・青少年課関係でございます。目名児童措置費におきましては、市町村への補助金の実績などにより、1億7,342万7,000円の減額をお願いしております。また、目名児童福祉施設費におきましては、認定こども園施設整備補助金の実績により、3,130万円の減額をお願いしております。次世代育成・青少年課合計では、5,479万9,000円の減額となり、補正後の予算額は、114億7,760万2,000円となっております。

文化・未来創造課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、文化・未来創造課合計で、500万円の減額をお願いし、補正後の予算額は、2,500万円となっております。

スポーツ振興課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、スポーツ振興課合計で、802万1,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は、3億8,605万7,000円となっております。

7ページを御覧ください。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。貸付金の申込額が当初見込みを下回ったことにより、6,000万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、2億2,829万5,000円となっております。

12ページを御覧ください。繰越明許費変更分についてでございます。

青少年センター整備事業費では、青少年センターの解体に要する経費を追加し、繰越予定額を、6億8,964万2,000円へ変更をお願いするものでございます。

児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの整備に要する経費を追加し、繰越予定額を、8,014万4,000円へ変更をお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

13ページを御覧ください。その他の議案等につきまして、御説明いたします。変更委託契約についてでございます。

徳島県青少年センター機能移転整備業務につきまして、事前委員会で御説明しましたとおり、アイアンショックやウッドショックなどにより、建築資材の調達が遅れていることに伴い、工期が遅れが生じていることから、委託期間を変更するものでございます。

今定例会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして、資料はございませんが、この際、1点御報告させていただきます。

青少年センターにおけるネーミングライツ制度パートナー企業の募集についてでございます。アミコビルへ移転する新たな青少年センターにおいては、旧のセンターと同様、ネーミングライツ制度を導入することとし、そのパートナー企業について、令和4年5月から令和10年3月までの約6年間を契約期間として、令和4年3月1日から募集を開始して

おります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勝川商工労働観光部副部長

続きまして、商工労働観光部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページを御覧ください。一般会計に係る補正予算でございます。補正額の3段目に記載のとおり、663万2,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、6億9,649万円となります。

なお、補正額の財源につきましては、財源内訳欄に上段括弧書きで記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。特別会計におきましては、商工労働観光部関係の補正は、ございません。

続きまして、8ページを御覧ください。課別の主な補正事項につきまして、御説明させていただきます。

産業人材育成センターの計画調査費の摘要欄①地方創生の深化のための支援費のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業におきまして、事業実績見込みに伴いまして、643万2,000円の減額をお願いしております。

また、イ、ウーマンビジネススクール推進強化事業におきまして、事業実績見込みに伴いまして、20万円の減額をお願いしております。

以上が、今定例会に追加提出をいたしております商工労働観光部関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、134万8,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額は、県土整備部合計で、845万2,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

次に、9ページをお開きください。補正予算に係る県土整備部の主要事項説明でございます。

建設管理課におきまして、建設分野DX実装事業の決定に伴う補正として、134万8,000円の減額となっております。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

2月定例県議会に提出しております、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し

上げます。

それでは、説明資料(その3)の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総括表についてでございます。総括表の下から2段目でございますように、教育委員会の一般会計補正予算額といたしまして、1,156万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和3年度一般会計の予算総額は、2億1,640万5,000円となっております。なお、財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

10ページを御覧ください。課別主要事項でございます。

まず、学校教育課でございますが、計画調査費の①の地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で140万円の減額補正をお願いいたしております。

次に、人権教育課でございますが、教育指導費の②の生徒指導費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で242万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

最後に、生涯学習課でございますが、社会教育総務費の②の青少年教育費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で773万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

教育委員会関係の提出案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岩佐委員

私から2点ほど質問させていただきます。

今朝の新聞に、羽ノ浦中学校教諭が生徒を暴行した疑いというような記事が出ました。朝から少しびっくりしました。私の母校でもあるのですけれども、記事の内容を読ませていただいたところ、まず、阿南警察署が、この三十代男性教諭を暴行の容疑で書類送検をしたということであり、県警察本部に聞かせていただきますが、この現状をどのように把握されているのか教えていただけたらと思います。

吉田少年女性安全対策課長

今朝のマスコミ報道でもございますように、阿南警察署で被害を受理して捜査を遂げた上、事件を送致したということについては、承知をいたしております。

ただ、警察のほうで広報したものではありませんので、事件の内容の詳細についてはここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

岩佐委員

そうですね、現在調査中のこともあるかと思っておりますので、また詳細をいろいろ言えない事情というのも分かります。

これに関して、教育委員会にもお尋ねします。今回のこの一連の事件に関して、まずは、県教育委員会として、どのように把握をされているのかお聞かせいただきます。

今田教職員課長

ただいま、岩佐委員より、今般の羽ノ浦中学校における暴行疑いの事案に関して、県教育委員会としての現状の把握について御質問を頂きました。

先ほどの御質問のとおり、昨日3月1日、阿南市立羽ノ浦中学校の男性教諭が、同中学校生徒への暴行の容疑で書類送致されるという事案が発生してございます。

阿南市教育委員会に確認しておりますところ、本事案は昨年7月頃から保護者さんのほうから、学校に相談がございまして、警察のほうに被害届が提出されていたものというふうに聞いてございます。

また、事案発生後、阿南市教育委員会のほうで、当該教員や保護者の双方から話を聞くなど事実確認が進められているものと承知をしております。

本事案につきまして、県教育委員会といたしましては、まずは阿南市教育委員会と連携し、早急に事実確認を進めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

阿南市教育委員会のほうから、しっかりと事情を聞いていただきたいと思います。ただ、これも記事で知ったのですけれども、暴行があったと言われるのが、昨年7月であって、その後9月になって被害届を出したというようなことの中で、今になって書類送検されたというような形になるのですけれども、半年以上、時間が経過をしている中で、これもそれぞれ言い分があるようにも聞いています。

叩かれたというような取り方もあれば、直接先生と話してはいないのですけれども、先生にしたら、場合によっては、ポンと触った程度のもので、やはり取りようというものもあるかと思えます。

時間が経過する中で聞き取りを行っていくと言い分も変わってきますし、当然その中には感情というのも入ってくるかと思えます。記憶も若干曖昧になってきたりはあるかと思えます。基本は阿南市教育委員会の中での話かとは思いますが、こういった事案に、市教育委員会に対して報告を求めるだけではなく、県教育委員会としての役割というのはどういふものがあるのでしょうか。

今田教職員課長

ただいま、岩佐委員より、今回の事案のような不祥事事案に関する県教育委員会としての役割についての御質問を頂きました。

まず、一般に教員の不祥事が疑われる事案が発生した場合には、公立小中学校の場合ですと法律上、市町村の教育委員会が教員のサービスを監督することになってございまして、したがって、市町村教育委員会において、関係者からの聞き取りなど必要な事実確認が進められることとなります。

その上で、教員の処分を行うことができるのは県教育委員会になりますので、市町村教育委員会から県教育委員会に対して、市町村教育委員会が確認した事実関係をまとめた資

料が提出され、当該資料を基に県教育委員会において、処分の要否を検討するというのが一連の流れと役割分担になります。

一方で今、御指摘いただいたように、本件事案については、事実確認に時間が掛かっているという状況がございます。改めてこちらからも市教育委員会には、速やかな事実確認をお願いしたいと思いますし、県教育委員会としても必要な助言でございますとか、あるいは必要な場合には、共に連携して事実確認を進めるといったこともしてまいりたいと考えております。

岩佐委員

処分に関しては、県教育委員会ということなのですが、先に聞こうと思っていたのですが忘れていたので前後するのですが、阿南市教育委員会から、今回初めて上がってきたのでしょうか。

今田教職員課長

県教育委員会にいつの時点で上がってきたのかといった御質問でございます。

本件事案については、教員の暴行の疑いがあること、それと阿南市教育委員会において、教員や保護者から事実確認を進めているという状況について、昨年11月の時点で一報は受けてございました。

しかし、先ほど御説明いたしましたとおり、最終的な報告はまだ上がってきておりませんので、速やかな事実確認をお願いしていきたいと考えております。

岩佐委員

こういう事案が発生しているという一報があって、まだ最終的なその報告が上がっていないというような状況かと思えます。

阿南市教育委員会のほうになろうかと思えますけれども、県教育委員会としても、しっかりと事実確認を進めていただいて、しっかりと報告を上げてもらえるように努めていただきたいと思えます。

本当に先生方は大変かと思えます。生徒がどのように受け取るかということがあります。過剰になってしまえば先生方も全く触れられなくなってしまうのもどうかなと個人的には思うのです。良いのか悪いのか分からないですけれども、教員も生徒さんと良い関係を築こうと思って、いろいろな相談事というのはやはり、余り壁があるよりは、フレンドリーなほうが気軽に相談もできる、悩みも打ち明けられるというようなこともあろうかと思えます。

ただ、一方でそれが進み過ぎると、教員との境界というのですか、友達同士、兄弟同士みたいな形になってしまうのもいかがかなと思えます。そういう意味合いでは、教員の在り方というのも大変難しい状況になろうかと思えますが、こういった暴行疑いであったりとか、悪意を持った暴力というのは、あってはならないと思えますので、その辺大変難しい状況とは思いますが、先生の生徒への接し方というのをしっかりと考えていただきたいと思います。改めて今回の事案に対して、状況を把握していただいて、報告を頂きますようお願いをしておきます。

それともう1点、今回、教育委員会の予算の中で、人口減少に対応した小中一貫教育として340万円の予算が付いているわけなのですが、これも地元で言えば、伊島の小中学校が休校になるというような記事も出てきまして、私もびっくりしたところなのですが、少子化が進む中で、過疎地域における学校生徒数の減少というのは本当に課題であろうかと思えます。

ただ、やはりその地域に根ざした教育というのも必要かと思えます。その学びの保証ということをしっかりしていかなければいけないのですが、今回予算も付いている、この小中一貫教育ということに対して、県教育委員会として、今後どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思えます。

#### 木屋村学校教育課長

ただいま、岩佐委員から、人口減少社会に対応した小中一貫教育推進事業についての御質問を頂きました。

まず、本県ではこの人口減少社会に対応すべく、小規模化する学校での教育の質の維持向上を図るため、平成25年度から小中一貫教育の徳島モデルの推進に取り組んできております。具体的に申しますと、徳島モデルとしてでございますが、2種類の小中一貫教育を進めております。一つは、チェーンスクールという呼び名で、地域に分散する複数の小学校、それと中学校区に当たる中学校、それにおける小中一貫、それともう一つがパッケージスクールと呼んでおりまして、同じ敷地内にある小中学校で一体的な小中一貫教育を進めております。

今年度末の時点でございますが、先ほどのチェーンスクールに、例えば阿南市の椿町地区の学校でありますとか8地域で取組を進めております。

一方、パッケージスクール、同じ敷地内のほうでございますが、これは例えば牟岐町の牟岐の小中学校であります4地区合わせて12地区で、この小中一貫教育を進めております。

取組を具体的に申しますと、今、小中一貫9年間でいかに子供たちを育てていくのか、それをまた地域も巻き込んで進めていくような取組を進めております。行事でありますとか事業でありますとか相互に協力し合いながら取組を進めているところでございます。

次年度に向けましても、この取組を更に拡大していったら、できれば24市町村でそういうモデル地域をどんどん作っていったら、この人口減少社会に対応した教育を進めていければと考えているところでございます。

#### 岩佐委員

現状8地域でチェーンスクールと4地域でパッケージスクールという取組、24市町村でのモデルを作っていくというようなことなのですが、先ほどのお話の中で、地域を巻き込んでというようなこともありますが、これもコミュニティ・スクールというような取組も始まります。

また加えて、教科担任制度というのも小学校等で始まってくるわけなのですが、こういったコミュニティ・スクール、教科担任制という流れを、小中一貫校含め規模の小さい学校で、どのように取り組んでいくのか併せてお答えいただけたらと思えます。



## 木屋村学校教育課長

ただいま、この小中一貫教育の中でのコミュニティ・スクールでありますとか、小学校高学年での教科担任制の導入に向けての御質問を頂いたところでございます。

正に今、学校現場は、学校だけでなく地域の保護者も含めまして地域住民と一体となって学校運営を進めていく学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの制度を推進しておりまして、令和4年度で県内全ての学校でコミュニティ・スクールの導入を目指しているところでございます。

また、教科担任制につきましても国の方針に従いまして、来年度から本格的に小学校五、六年生での教科担任制、国語や算数等での教科担任制を進めているところでございます。

それで、この小中一貫教育の徳島モデルというのは、その先進事例となっております、これまでも中学校の教員が小学校で英語を教えたりでありますとか、そういう取組が進められておりまして、正にこれからの教育のモデルになってくるような取組を進めております。

また、コミュニティ・スクールにつきましては、地域住民、PTA会長さんとか地域の方々も巻き込んで学校行事も含めまして、それからキャリア教育でありましたら仕事の内容を地域の方々から教えていただくとか、そういう取組を進めておりまして、これを拡大していきたいと考えているところでございます。

## 岩佐委員

コミュニティ・スクールというのも、以前からそのワードは知っていたのですがけれども、徐々に広がりつつあるのかなと思います。

阿南市の小中学校PTA連合会とかで話を聞いていたら、小規模校は小規模校でその良さがあるんだというようなことも言っていました。ただ一方で、子供たちにとったら、小規模校だと、例えば野球とかの団体競技というのができないというようなデメリットもあって、そのバランスというのは難しいのかなと思います。

今、徳島で進めているチェーンスクール等、連携することで、生徒数の確保であったり、小中一貫教育で、教科担任制が実現する部分もあろうかと思えます。まだまだ少子化が進んでいくと思いますので、しっかりモデルを作りながら、ただどういう形が良いのかというのは、県教育委員会のほうでもしっかり研究していただきたい。一番は子供たちの学びの保証だと思いますが、友達との競争もありながら協働しながらというところもあろうかと思えますので、しっかりとバランスを見極めて進めていっていただきたいと要望をして終わります。

## 北島委員

本日は最後の委員会でございますので、この委員会の大きな課題でもあります少子化対策に関連して1点、質問させていただきたいと思えます。

今朝、テレビの情報番組をたまたま見ておられますと、今日3月2日ですが、出会いの日と報道されておりました。3と2でミーツ、出会うということで、日本語と英語が混在する語呂合わせですけれども、出会いの日ということで、出会い結婚支援の拠点としてのマリッサとくしま、これについて質問させていただきたいと思えます。

背景から申し上げますと、2月25日に発表されました厚生労働省の人口動態統計、これは速報値でございますが、昨年の出生数は84万2,897人ということで、前年比で2万9,786人減っていると。6年連続過去最少を更新していると。非常にこの少子化が顕著に表れている数字が発表されたところでございます。

こうした少子化の要因の一つとして考えられるのは、いわゆる未婚化であったり、晩婚化の進行であって、また現在のコロナ禍における社会全体の活動の制限、また自粛が続いておりまして、若者の出会いの機会が非常に少なくなっている。そういった現状が、少子化に更に一層の拍車が掛かっているのではないかなと危惧をしているところでございます。

そういった中、県において結婚支援拠点マリッサとくしまを開設されておりまして、出会いと結婚を応援する取組を行っておられます。先般11月定例会の事前委員会でも御報告いただきましたが、その11月に徳島駅前のアミコビルに今回移転リニューアルをしたということ報告を受けました。まだ、11月から日はたっていないのですが、このマリッサとくしまの現状について、また実績について教えていただけますでしょうか。

#### 高島次世代育成・青少年課長

マリッサとくしまの実績についてでございます。

未婚化、晩婚化が進行いたしまして少子化の深刻さが増す中、県におきましては、市町村や関係機関と連携をいたしまして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を総合的に実施してまいりました。

とりわけ、結婚支援は、少子化対策の重要な柱であるとの認識の下、希望する全ての人に出会いの機会を提供するため、平成28年7月に結婚支援の拠点といたしまして、とくしまマリッジサポートセンター、略称マリッサとくしまを開設いたしました。

また、委員が先ほどおっしゃっていただいたように、昨年11月26日にJR徳島駅前のアミコビル東館の7階に移転リニューアルいたしまして、リスタートしたところでございます。

マリッサとくしまでは、ビックデータを活用した1対1のお見合いや、スポーツ観戦や趣味コンといった体験型のイベントなど、趣向を凝らした出会いを提供するとともに、結婚を後押しする阿波の縁結びサポーターの協力を得まして、きめ細やかな支援を行ってまいります。

これまでの実績でございますが、2月末時点でカップル成立数が1,552組、成婚数が99組となっております。昨日3月1日にはマリッサとくしま開設以来記念すべき100組目の成婚が成立したと報告を受けております。着実に成果を上げているというところでございます。

#### 北島委員

100組目ということで非常に一つの区切りなのかなと思います。さらに、この組数が増えていくと期待をしたいところでございますが、とにかくコロナ禍がこれだけ2年にわたって続いている状況で、これまでと同様の取組というのはなかなか難しいのかな、そのままではマッチングであったり、うまく進行しないという状況に陥ってくるのかなと思っております。

これがいつまで続くのかというのは非常に未確定でございますけれども、そういった中で今後コロナ禍における取組について、今現在どのようなことを考えられているのか、教えていただけますでしょうか。

#### 高島次世代育成・青少年課長

今般の新型コロナウイルス感染状況におきましては、大人数で飲食を共にしながら親交を深めます従来型の婚活イベントというのは、開催が困難となっております。

イベントに対するニーズの変化や婚活に関する相談件数の増加など、会員の結婚への意識や行動にも変化が生じているように聞いております。

このため、感染症対策にも配慮しながら、少人数によるイベントの開催でございますとか、オンラインでのイベントの開催、また会員からの要望が多かった個別相談会の充実など、会員の要望や新型コロナウイルスの感染状況に応じた工夫を凝らした出会いの機会を創出しているところでございます。

#### 北島委員

このコロナ禍における工夫もされていると思います。先ほどオンラインというお話もございましたけれども、先般の事前委員会でも別のことで、このオンラインのような新しいツールをどんどん使っていくべきだということを申し上げさせていただいたのですが、このオンライン化について、更に何か取組を考えられているのであれば教えていただけますでしょうか。

#### 高島次世代育成・青少年課長

マリッサとくしまにおける今後の更なる取組でございます。

これまでお相手探しについては、基本的にマリッサとくしまにおいて閲覧をしていただいております。また、県の南部と西部におきましては、月1回ずつ出張での閲覧会を実施いたしております。

今年度、会員の皆様には、より便利に御利用いただくためにスマートフォンにも対応した、自宅でお相手を探すことができる自宅でのリモート閲覧機能、またお見合いの申込機能などは、結婚支援システムを改修いたしまして、3月25日から御利用いただくことといたしております。

今後におきましても、マリッサとくしまのアミコビルへの移転を千載一遇の機会と捉えまして、若者による新たなにぎわいの創出をマリッサとくしまの魅力と活力の創造につなげるとともに、新型コロナウイルスの感染状況にも考慮いたしまして、会員のニーズを的確に捉え、リアルとオンラインを組み合わせた新たな婚活スタイルに対応した取組を強化してまいりたいと考えております。

#### 北島委員

オンライン、リモート、2年前は非常に抵抗があったのが、もう既にこれが普通になってきている状況でもあります。

また、スマートフォンを活用するということで、今はもう若い世代は、情報入手はほぼ

スマートフォンという状況ですので、是非ともこの取組、3月25日からということですので、こういうのがあるよというのを発信していかないといけないと思いますので、そちらの取組もまた併せてお願いしたいと思います。

また、最後ですけれども、このマリッサとくしまの対象の方というのは、いわゆる県内在住と徳島に移住を希望されている方が、その対象となっていると思うのですけれども、この前の一般質問でも少し触れさせていただきましたけれども、若い方が高校を卒業して進学とか就職で県外へどんどん行かれています、そのまま帰ってこないというような現状がございます。そういったことが、人口減少、少子化の要因でもあるかなと思います。

出られている方が徳島へ帰ってきたいというような、とくしま回帰、また移住ですね、そういった取組も併せてしていくことが重要なのかなと思います。移住に関して、また帰ってきたときの働き方ですね、環境整備、働き方改革含めてですけれども、県庁内の各部署が一丸となって横断的な取組、この少子化対策に取り組んでいただけますよう強く要望して、終わらせていただきます。

#### 長池委員

先日、代表質問で子ども食堂の件でお聞きして、御答弁いただきましたが、本会議場での答弁でございましたので、割とざっくりとした表現のところもありましたので、少しこの場を借りて、詳しくお答えいただきたいと思います。まずは、子ども食堂居場所づくりということで、かねてより保健所問題というのがありまして、子ども食堂をやりたいと思っている方が保健所に相談に行くと、営業許可を取ってくださいと。管理栄養士を置いて、設備も全部普通の食堂並みにして、その上で申請を出す。許可申請のために1万何千円か掛かるのです。それを、月1回、公民館でやろうとしたら、毎月同じ申請を出して、毎月お金が掛かるといった、子ども食堂を近所のお母さん方とかおばちゃんが、公民館の炊事場を借りて、子供たちにしてあげたいなと思っても、かなりの壁があったのです。ちょうど1年前の代表質問でも、その問題を取り上げた結果、子ども食堂とか、いわゆるボランティアのそういった行為に対しては、保健所の営業許可の適用の枠から外すことを検討するという答弁を頂いて、1年がたちました。

先日は、いわゆる営業許可の対象外とすることを、今年度中に運用したいという御答弁も頂きましたが、もうあと1か月切っておりますので、具体的にどういった中身、スケジュールの詳細を教えてくださいたいと思います。

#### 山名こども未来応援室長

長池委員より、子ども食堂への営業許可の緩和につきまして御質問頂きました。

子ども食堂の保健所の営業許可につきましては、昨年の2月定例会での長池委員からの御質問を踏まえ、食品衛生を所管いたします安全衛生課を通じて、緩和に向けた調整を鋭意進めてきたところでございます。

まず、営業許可対象外とする要件といたしまして、子ども食堂の参加者の把握でありますとか、実費以外の対価徴収がないことなどに加えまして、当室におきまして、緩和を希望する子ども食堂の情報をホームページ上で一覧として公表させていただくこととしております。各保健所においては、そちらの一覧表の情報と開設届を提出いただくことにより

まして、営業許可の緩和を行うと聞いてございます。

現在は、営業許可の緩和を希望する子ども食堂に対しまして、情報提供に関する依頼をさせていただくこととし、ホームページ公開の準備を今週中にも進めております。

なお、これらの手続きにつきましては、子ども食堂にとって過度な負担となったり、事業の実施の妨げとならないように、掲載内容につきましても必要最小限とさせていただくとともに、掲載を希望される子ども食堂には、活用可能な支援施策や民間助成などの情報提供をはじめ、各子ども食堂の開催状況、イベントの案内などにつきましても広報してまいりたいと考えております。

さらに、保健所の営業許可対象外となった場合でも、食品衛生管理に関する研修の定期的な実施やマニュアルの活用などを通じまして、子ども食堂を安全に運営するための支援に引き続き努めてまいりたいと考えております。

#### 長池委員

条件の部分で参加者の把握というのがあるのですが、今、コロナ対策でどこへ行っても名簿に書かされたりするのですね。ですので、今の御時世だと名簿に記入することに以前よりは抵抗はないのかなと思っているのですが、ただ、イメージとして、お子さんがふらっと現れたときに、それをどう把握するか。名前書いてよ、住所も書いてよ、さらに、生年月日から親御さんのお名前も書いてよ、家の電話番号を書いてよとなってくると、かなり子供たちの居場所という感じではなくなるかなと。さらには、今、子ども食堂に集まって食事がしにくいということで、来てくれた子にお弁当を渡してあげて、また来一よという感じで、子供たちが少しでも出入りがしやすいようなことをしているのですが、多分そこで、参加者の名簿を作成しろというふうなことが強く出てしまい過ぎると、それがまた支障になるかなというふうに思っております。

先ほど御答弁にもありましたが、妨げにならないようにということで御答弁いただいているので、まずはこの条件でスタートしてみる。これは新しい制度になりますので、制度運営していく段階で、またそれぞれの制度の見直しなりブラッシュアップを是非御検討いただくような姿勢でいてほしいなど。最初から完璧な制度というのは難しいと思うのですが、まずは、営業許可の対象外としていただいたことが、子ども食堂をこれからやっこうとする方、もちろんこれまで御苦労されて今現在やっている方々も、制度が割りと柔軟になってきたので非常にやりやすいよというふうなPRもしてもらえるとと思います。是非そのあたりは上手に広げていっていただきたいと思うのですが、その点については、いかかでしょうか。

#### 山名こども未来応援室長

長池委員からの様々な御提言も踏まえまして、今後、子ども食堂を運営する方々に対する負担や事業の妨げとならないように、必要あらば、その都度修正することを常に努めてまいりたいと考えております。

#### 長池委員

実は、子ども食堂をされる方は、保健所に黙ってしたらいけないのかなという話もある

のです。特に、善意で一生懸命しているお母さん方とか、保健所に見てもらったほうがよいのではないですかというふうな中で、万が一、食中毒を出してしまうとまずいということで、営業許可外でボランティアするんでしょう、うちらは知らないというわけにはいけませんので、衛生管理の指導といたしますか、そういうのは保健所が講習会を開くなりして、しっかりとフォローアップしていただいて、安心して子ども食堂が運営できるような体制も整えていただきたいと思いますので要望しておきます。

先日の御答弁の中にも、子ども食堂のアドバイザーを全市町村にまずは配置していきたい、要請していくという御答弁を頂きました。以前は、子ども食堂のコーディネーターを養成しているという話も聞いているのですが、アドバイザーとコーディネーターというのは同じ意味なのかなという気もするのです。そのあたり住み分けというか、どういう意図なのかなというのを確認したいのですが、お願いします。

山名こども未来応援室長

長池委員より、アドバイザーに関する御質問を頂きました。

県では、令和元年5月に策定いたしました「子どもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づきまして、子ども食堂をはじめとする子供の居場所を県内各地に広げて、持続可能な運営とするための支援体制の整備を図って、支援に努めているところでございます。

これまで人材育成の取組といたしまして、子ども食堂の関係者や子供の居場所づくりなどの活動に関心のある方に、地域で子供を見守り、必要な支援につなぐ役割を担っていただくための子どもの未来応援コーディネーターとして、自ら子供を応援するスキルの向上を図り、子供の居場所運営団体の子ども食堂をはじめとする団体の一員として活動されるなど、平成29年から令和2年までに113人を養成いたしまして、それぞれ御活躍を頂いているところでございます。

今後につきましては、そのアドバイザーなのですけれども、県内の子ども食堂などが、子供の居場所が抱える喫緊の課題である地域的な偏在の解決を図り、目標である全市町村での設置ということを早期に達成するために、地域で開設を希望する方々への支援や、運営に関する関係者とのマッチングを行う地域のリーダー役として、子どもの居場所づくりアドバイザー、仮称でございますけれども、このアドバイザーを養成・登録し、開設に伴う様々な疑問や不安を解決し、問題なくスタートが切れるようにサポートをしてまいりたいと考えております。

今後とも、子ども食堂をはじめとした子供の居場所が子供たちの見守りの場であるとともに、地域の大人たちとの交流の場として、子供たちの健全な成長に重要な役割を担っているという認識の下、県内各地域で展開されますようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

長池委員

113名養成したというのは、コーディネーターですか。いつから育成を始めてというのを再問したいと思います。

山名こども未来応援室長

先ほどのコーディネーターの件なのですけれども、平成29年度から令和2年度までに、113名を養成したということでございます。

#### 長池委員

せっかくコーディネーターが113名もいるので、子ども食堂の数は、今40くらいなので、是非、100くらいになってほしいなど。

さらには、アドバイザーが開設とか運営の支援をできるような、トータルコーディネートというのかな、トータルアドバイスできる人を育成していくということだと思います。是非これも、育成のときにしっかりと、先ほど言った衛生管理であったりとか、そういう指導も含めてやっていっていただけたらなと思います。

私としては、子ども食堂というのは、最初は貧困対策から始まったのですが、本当にごはんが食べられなくて、貧困でやせ細ってというケースは、かなりレアなケースなのです。実際、徳島でもいることはいるのですが、そこまでいくと保護の対象でして、レッドゾーンなのですね。

かたや、裕福とは言えないまでも普通に御家庭で食事もできて、家族で団らんがあつてというのが青信号としたら、黄色信号をいかに赤まで行かないようにするか。青から黄色、黄色から赤にという順序の中で、黄色信号というところは、実は行政というのは扱いが難しいのです。完全に病気だと分かれば病院に行くのですけれども、黄色信号のところは、案外その判別が難しく、行政のサポートがうまく入らない。そういったところに、民間の力、ボランティアだったり地域の力というのがうまく機能するわけございまして、青から黄色に行かせない、黄色から赤に行かせない、若しくは黄色の部分の子供たちを発見するというのは、案外行政だけの力ではなかなかできない。それこそ官民連携でというところで、私は、この子ども食堂というのは、非常に重要な施策だと思っております。

そういう意味で、かなりしつこくやっているのですが、今回そういったボランティアであるということで営業していただけるのは、随分有り難いなど。これは、私が代表質問でしたフレイルの問題も実は同じでして、完全に要介護になってしまうのは赤信号なのです。うちのおふくろも含めて赤信号なのですが、その手前の黄色信号の部分で、できるだけブレーキをかけるというのがフレイル対策、フレイル予防だったりするのですけれども、そういった部分が実は一番人数が多い部分でございます。私なんかは、子ども食堂の次は年寄り食堂みたいなのを作って、若い高校生あたりが、おじいちゃん、おばあちゃん、近所の人がいたら、いつでもお茶を飲みに来て、ユニバーサルカフェがそのようなイメージはあるのでしょうかけれども、そういった形で、別に子供に限らず、地域で触れ合える場がこれから民間の中で出てきてほしいし、実はそういう思いを持った方は、結構いるのです。ただ、どうやっていいか分からないとかね、仲間がいないとかね、お金が掛かるとか、善意はあるのですけれども一歩踏み込めない。災害ボランティアも一緒ですよ。どうにかしてあげたいなと思っても、行って、がれき撤去まではなかなかできないから寄附するとか、日本の方というのは、そういう事例を案じる善意、気持ちがかなりあります。私はそういうのをうまく集める仕組みというか、サポートというか、環境の仕組みを作ってあげるのが行政の仕事であって、実際に動くのは、民間のそういった善意だと思います。

これまでは、行政がなかなかそのあたりが、どこの部署か分からなかったり、分かっている人も人が足りなかったり、予算がなかったりしまして、アドバイザーを養成するといったってお金も要りますからね、そういうふうな部分でうまく機能していなかったのですが、次年度からどんどんやっていっていただきたいなと思います。

今ついでに言いましたけれども、金と人ということで、予算とか人を是非、担当部局だけでなく、ここの委員会に出ている人は言ってあげてください、山名室長のところ、ひどいので。ただ単に数字だけ見ると、寡婦というのですかね、その数字が結構大きく上がっているの、貧困対策イコール母子家庭みたいなイメージがあって、何かそこにたくさんお金が付けられているのですけれども、私が先ほどから言っている部分に関しては、実は、余り予算が付けにくい、人の手も足りていないところがあります。是非、部長よろしくお願いします。特に答弁は求めません。

1点、これは全く通達も何もしていないので、答弁できないかも知れませんが、先日、こども家庭庁の案件で、子供関連の仕事に人を就ける場合に、性犯罪歴があるかないかというのをチェックできる日本版DBSというのですか、何の略かよく分からないのですが、そういう話を今検討しているということなのですが、これは人事課になるのかな、例えば性犯罪歴というのは、そもそも何か、人を仕事に就ける時に把握できるものなのですか。学校なり、児童福祉施設なり、子供関連で言うと、ここにいらっしゃる方で、うちのところは把握できていますとか、把握できていませんとか、その程度でもかまいませんし、今日警察はいるのですか。どなたか、別に一人でなくてもいいのですが、答えられる方がおりましたら。

#### 今田教職員課長

ただいま、長池委員より、性犯罪歴と採用の関係についての御質問を頂きました。

教員のことについてお答えさせていただきますと、採用時において、いわゆる懲戒処分歴、懲罰の事項については、まず本人に申出をさせて署名をさせるといったことで確認をしております。

また、わいせつなどを行った場合には、基本的に懲戒免職処分が相当とされておりますが、懲戒免職を受けまして教員免許状が失効になりますと、その情報は各都道府県が共有することになっております。文部科学省がその情報を共有するツールを作っております、そういったものを我々のほうでも確認できるようになっております。したがって、例えば教員免許状が失効になっているという情報なども採用時にはチェックをいたしまして、選考に活用しているところでございます。

#### 長池委員

一言で性犯罪と言っても、いろいろあると思うのです。ひどいものからセクハラ的なことから、様々だと思うのです。先ほど岩佐委員からも暴行の案件が出たのですが、そういった学校の職員が、いわゆる性犯罪を犯した場合は、再雇用できるのですか。性犯罪は一発アウトとか、現状はどういう状況になっているのですか。

#### 今田教職員課長



教員について、性犯罪を起こした志望者が一発アウトかどうかという御質問でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、わいせつなどで教員免許状が失効になりますと、3年間は教員免許状を取ることができない制度になってございます。3年間経過後は再授与するしないという話になってくるのですけれども、3年間は少なくとも免許がないということで任用はできないというのが現状の制度でございます。それ以外については、先ほど申し上げた採用の段階での過去の処分歴や、免許の失効の情報などを活用して、適正かつ公平な選考審査に臨んでいるという状況でございます。

#### 長池委員

思い付いたまま質問をしてしまったので、申し訳なかったです。こうしたほうが良い、ああしたほうが良いと提言をしているわけではございません。

ただ実際、1年後にはそういうことがもしかしたら準備されつつあるという中で、県としても体制、多分上から指示が来るのでしょうけれどもね、世の中が変わってくるなというふうに思っております。性犯罪にしる、暴力にしる、いけないことはいけないのですが、性犯罪だけ取り上げてやるという、日本版DBSというのですか、子供に関する仕事に就ける場合はそういうのをチェックするというのは、何か大きな理由があるのだろうなど。

一保護者としては、例えば教員の指導若しくはスキンシップという形の中で、そんなに悪意がない、子供を愛しているゆえに、ちょっと誤解をされたような、それを暴行だと、子供、親が騒いだというような案件であれば、情状酌量の部分もあるのかなという、個人的な意見ですよ。ただ、性犯罪となってくると、科学的にも再犯率が高いであるとか、そういったことを伝え聞いておりますので、区別して考えなければいけない時代になってきているのは、保護者としては理解できます。

現状はそういうことで、特にほかはないですよ、それについてというのは。なければかまいません。何が言いたいかというと、そういったことも含めて来年、1年後には、こども家庭庁ができますので、多分、ここの委員会のメンバーもガラッと、来年というか再来年かな、変わってくるくらい大きな変革になると思うのです。要は担当部局が変わるというだけの話ではなくて、より子供の環境を整えていこうという世の中になりますので、是非今から御準備いただけたらなど、そういった意味で代表質問でも触れさせてもらいましたが、よろしくお願ひしたいと要望して、1年の最後の質問にしたいと思います。

#### 梶原副委員長

1点だけお伺いさせていただきます。

子育て家庭へのヘルパーやボランティアの訪問支援事業についてなのですが、今回、国の2021年度の補正予算で、子育て世帯訪問支援臨時特例事業というのが計上されておまして、子育て家庭に対してヘルパーやボランティアの方が訪ねて、しっかり子育てのサポートをして母親の負担を軽くするという、新たな事業が創設されております。これは今、全国的に問題になっております母親の孤立でありますとか、また虐待のリスクを防ぐことが狙いの事業と聞いておまして、この事業の対象には家事・育児の不安を抱える子育て家庭だけではなくて、ヤングケアラーや妊産婦のいる家庭も対象になっているとい

うふうに聞いております。

今現在、こうした事業を全国の市町村の約9割で、産後うつなどのリスクの高い家族をサポートする養育支援訪問事業というのが実施をされているようなのですが、この事業につきましては、対象も限られておりまして、十分な家庭への支援の体制とはなっていないという問題点がございます。

そこで今回、この様々な問題を抱える家庭へ幅広い支援を届けるための訪問型の子育て支援事業がスタートしておりますけれども、県としては今後どのような取組を進めていくのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

#### 山名こども未来応援室長

子育て世帯は、仕事との両立や保護者自らの疾病・障がい、親の介護、貧困など、様々な課題がある中、核家族や希薄な地域関係での子育てなど、困難な状況となつてございます。こうした不安を抱える子育て世帯を幅広く支援するために、国におきまして、子育て世帯訪問支援臨時特例事業をはじめとする、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備するための事業が、令和3年度補正予算におきまして計上されたところでございます。

具体的には、梶原副委員長から御説明があったとおり、事業主体である市町村が訪問支援員等を派遣いたしまして、家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラーなどがおられる家庭に対しまして、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施するものでございます。

県におきましては、そうした困難な状況にある家庭の養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然防止する観点から、大変有益な事業であるとは認識しておりまして、市町村に対し、これまでも会議や研修会などの機会を捉え周知を図っておりますが、現在のところは令和3年度での交付希望はない状況でございます。

これまでも、より身近に支援に携わっておられる市町村の担当者の方からは、家事や育児等に対して不安や負担を抱えながら子育てを行っている家庭が増加傾向にあることであるとか、子供だけでなく保護者自身が支援を必要としている場合が増えている、それからヤングケアラーに対する具体的な支援策にこの事業がなるのではないかと、必要性があるのではないかと、そういった現状につきまして多くの御意見をお聞きはしております。この度の事業の実施によりまして、そうした課題の解決につながるものではないかと考えております。

今後は、今月中旬に開催予定としております事業説明会におきまして、更に、支援の必要性を改めて市町村のほうに御説明させていただくとともに、あらゆる機会を通じて、令和4年度補正予算での事業実施に向けまして、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、困難な状況にある子育て世帯に対しまして、当事者に寄り添った支援が届きますよう、市町村と共にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 梶原副委員長

今回の訪問型の家事・育児支援なのですが、厚生労働省も今後の全国展開を促すための今国会に提出予定の児童福祉法改正案にも、訪問支援を明記して、法的に位置付け

の方針を示しているようでございます。

今回の事業は、幅広い事情を抱える家庭を支援する大変重要なものでございまして、先ほど室長も重要な事業であるという認識をされているという御答弁でしたけれども、県としても市町村をしっかりと後押ししていただいて、全県的に展開が図れるように、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

また、本年度最後の委員会になりますので、私から一言御挨拶をさせていただきます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことは、大変意義深いものであり、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力の賜物であると、心から感謝申し上げます。

また、伊藤保健福祉部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。皆様方には、引き続き、感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のために御活躍いただきますよう祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

伊藤保健福祉部長

それでは、理事者を代表いたしまして、私からも一言、御挨拶を申し上げます。

先ほど、南委員長さんから、大変御丁寧なお言葉を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。南委員長さん、梶原副委員長さんをはじめ、委員各位におかれましては、次世代育成・少子高齢化対策関係の施策につきまして、熱心に御審議いただくとともに幅広い観点から、種々御指導、御鞭撻を賜り、厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様方から頂きました御意見、御提言を、十分踏まえまして、なお一層、施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の、今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ

まして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

南委員長

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時53分)